CA1805

ポーランドとその過去 一国民記憶院の活動一

娓さやか*

「国民記憶院―ポーランド国民に対する犯罪追及委員会」(Instytut Pamięci Narodowej -Komisja Ścigania Zbrodni przeciwko Narodowi Polskiemu、以下 IPN)は、ヨーロッパの旧社会主義国の多くに見られる、社会主義時代の公安・秘密警察組織の文書を保管する国家機関の一つであるが、他国の類似機関と異なる機能も有する。

IPN の活動を述べる前に若干ポーランド現代史に 触れておきたい。ポーランドは1939年9月の第二次 世界大戦勃発時に西部をナチス・ドイツに、東部をソ ビエト連邦に占領され、その後独ソ戦の開始とともに 全土をナチス・ドイツに占領された。人口の約一割を 占めていたユダヤ系国民の多くがホロコーストで命を 落としたほか、ポーランド系国民もナチスによる強制 移住や徴用、収容所への移送、殺害などの対象となっ た。大戦終結時にソ連軍によって解放されたポーラン ドは、両大戦間期の領土東部のソ連への割譲をやむな くし、その代償として敗戦国ドイツの東部領を獲得し た。一方で、両大戦間期までの民族的に多様なポーラ ンドは、ナチス占領下でのホロコーストや、戦後の民 族的な基準に基づく住民の強制移住によって、民族的 に均質な「ポーランド人の国家」へと生まれ変わった。 東西冷戦構造の中で東側陣営に組み込まれたポーラン ドでは、1989年の民主化まで政治的タブーや文書の 非公開による歴史の空白が存在していた。

1998 年 12 月の法律に基づいて創設された IPN の任務は、(1) 社会主義時代に国家公安組織によって作成された文書の収集と管理、(2) ナチス・ドイツと共産主義による犯罪の捜査・訴追、(3) 上記にまつわる教育・啓発活動、そして 2007 年に別の機関から引き継いだ(4) 公職等就任者の前歴調査である。ワルシャワに本部、国内主要都市に支部を置く。歴代の総裁には法学者や歴史学者が就任し、法律家や歴史学者、アーキヴィストなどの専門家が IPN に所属している。

IPN は任務に対応した四部門から成る。その第一は「ポーランド国民に対する犯罪追及中央委員会」で、ナチス・ドイツの侵攻から社会主義時代にかけてポーランド民族及び非ポーランド系ポーランド国民に対してなされた、ナチス・ドイツと共産主義による犯罪、人道に対する犯罪や戦争犯罪などを捜査する。この部

門は同時に検察庁の一部門を構成し、調査のみならず 刑事裁判上の訴追機能をも有する。1945年に創設された前身機関は第二次世界大戦中のナチス・ドイツによる犯罪の捜査・訴追を目的としていたが、1991年の組織改編で共産主義(ソ連及び社会主義時代のポーランド)による犯罪もその対象に加えられた。社会主義時代最大のタブーの一つであるカチンの森事件で有名な、第二次世界大戦中のソ連によるポーランド軍将校等の虐殺は刑事事件としても捜査されている。

第二の部門は「資料公開・保管局」で、先述の犯罪 に関する文書や公安組織が作成した文書の収集・整 理・保存・調査・公開を行う。社会主義時代の公安組 織の文書は IPN 創設後同機関に移された。公安組織 がときに秘密協力者から情報を得て作成した、当時の ポーランドの人々についての個人情報をも含む膨大な ファイルやその他の公文書が保管されている。ジャー ナリストや研究者は、私的な暴露や個人攻撃には用い ず、報道または学術目的のみに利用するという了解の 下、利用目的を特定したうえで、具体的な文書の閲覧 を請求し、それが許可されれば利用することができる。 公安やその協力者によって監視・密告等された者も自 分に関するファイルを閲覧できる。家族、恋人、友人 など非常に近しい人によって密告されていたことを知 り、深い精神的衝撃を受けることもある。近年、目録 や利用頻度の高い資料のデジタル化が進められ、各支 部で閲覧できるほか、インターネット上で公開されて いる資料もある。2013年7月末現在で1,700万弱ある ファイルのうち、244,253点の資料がデジタル化され ている(1)。

第三の部門は学術調査・歴史教育・出版の各課から 成る「公共教育局」である。そのうち学術調査課は、 必要に応じて国内外の研究者と協力しながら、社会主 義時代の問題を中心に、第二次世界大戦中のポーラン ドにおけるユダヤ人虐殺やナチス・ドイツとソ連によ る占領の問題について研究を行う。また、虐殺場所の 特定や遺体の身元特定などの発掘調査も担当する。昨 年から今年にかけても、1944 - 56年に起きた、ポー ランド国内軍(略称 AK。第二次世界大戦中に作られ た、地下武装抵抗組織) 将校などの虐殺場所に関する 調査が行われた。歴史教育課は、生徒・学生や教師な どを中心に、国内のみならず、在外ポーランド人社会 に対しても、セミナー・講演会・ワークショップの開 催や歴史教材の提供などを通じてポーランド現代史に 関する知識の普及に従事する。メディアや博物館、自 治体、退役兵団体などと連携することもある。国内外 を巡回する企画展示は中心的活動の一つで、10年間 で 220 回以上を数える(2)。2009 年には、ナチス・ド イツとソ連による侵攻70周年と、社会主義体制から

2

^{*}岩手大学人文社会科学部

民主主義体制への転換 20 周年を記念した様々な行事が行われた。歴史教育や広報活動には、ナチズムと共産主義をともに全体主義と位置付け、第二次世界大戦と戦後の共産主義体制の双方を批判する、西欧や旧ソ連・ロシアとは異なる歴史観が貫かれている。社会主義時代を知らない世代が増えている現在、IPN のなかで同局の活動の重要性が増してきているという(3)。

IPN 第四の部門は「前歴調査局」である。現在のポーランドでは、一定の公職や公的影響力を持つ職務に就く者は、社会主義時代に公安組織に勤務・協力したか否かについて IPN に自己申告することが法律で定められている。IPN は申告された前歴の真偽を保有する膨大な資料から分析し、同局に属する前歴調査担当の検察官が加わる前歴調査裁判によって真偽が確定される。その結果自己申告が真実に反すると認められた場合は一定期間公職等に就任できないが、自己申告の際に公安への勤務や協力を認めた場合はそれが官報や選挙公報に掲載され、社会の批判を受けることになるため、事実を隠して申告し、のちに IPN の調査でそれが明らかになることもある(4)。

以上のように、IPN は単なる公文書館の枠を超えて、犯罪の捜査・訴追、前歴調査、両作業に必要な資料の保管や開示という絶大な権限を有し、かつ研究・教育・啓発にも携わる巨大な機関なのである。ヨーロッパの他の旧社会主義諸国にこれらすべての機能を併せ持つ機関はない⁽⁵⁾。

この IPN の活動は多くの論争を呼んでいる。第一 の論点は、個人情報を含む公安文書の公開や前歴調査 の問題と関わるものである。2005年に IPN から「公 安職員・協力者名簿」と称する膨大な量のリスト(実 は公安文書に名前が存在する人物のリストで、公安の 「被害者」も含まれていた) が漏洩する事件が生じ、 IPN の総裁の謝罪に発展した⁽⁶⁾。規定を逸脱した手法 による公安文書の入手や公表は他にも生じ、前歴調査 を強硬に進めようとする人々からは擁護される一方 で、個人情報の保護や名誉棄損の問題など法的・倫理 的な観点から批判を受けた。また IPN が特定の政党 との結びつきを強め、前歴調査や情報提供が特定の目 的のためになされたり、偏った前歴の公表が行われた りするなどの事態も生じた⁽⁷⁾。他方で、IPN に現存す る資料のみから、自発的・自覚的な協力者か否か、公 安組織にとって有益な情報を提供したか否か等(これ らは公安組織に「協力」したとみなす法的要件である) を判断するのが難しい場合も少なからず存在し、前歴 調査の結果をめぐって社会の意見が分かれることもあ る⁽⁸⁾。2000 年以降に IPN への移管が開始されるまで に破棄された公安文書もあること、またその破棄と保 管が意図的になされた可能性もあること、公安文書を

読み解くには専門的な熟達が必要であることなどを考えても、IPNの前歴調査には「危うさ」が存在する。

第二の論点は IPN の打ち出す歴史観と関連する。 IPN は第二次世界大戦ならびにソ連の影響下に置か れた社会主義時代のポーランドの被害と抵抗という、 ポーランドのナショナリズムに沿った歴史を研究・広 報するため、その歴史観はときにロシアなどの関係国 や団体、国内の民族的・宗教的少数者との摩擦を生じ、 またポーランドによる加害の過去を後景に押しやる。 もちろん、IPN はこうした問題を全く無視しているわ けではない。例えば、ユダヤ系ポーランド人でアメリ カ在住の I. グロスが指摘した大戦中のポーランド人 によるユダヤ人の虐殺(「イェドヴァブネ事件」とし て日本でも知られる) やその他の加害の問題について も、IPN 自ら捜査・調査を行うなどの対応を見せた⁽⁹⁾。 第二次世界大戦中のポーランド人とウクライナ人相互 の残虐行為や、戦後のポーランド=ソ連間の協定等に 基づくウクライナ系住民のソ連への「帰還事業」(実 際には強制移住)とその後もポーランド国内に留まっ たウクライナ系住民の国内他地域への強制移住などに 関して(10)、ウクライナとの共同研究が行われ、史料 集を含む成果が公刊されている。しかし、ポーランド 社会に対する歴史教育や広報活動では、多くの場合 ポーランド人の被害の歴史に重点が置かれている(11)。 IPN は歴史認識をめぐって摩擦が生じる背景を自ら作 りつつも、歴史の空白を埋める学術研究機関たろうと いう難題を抱え、ときに非常に難しい舵取りを迫られ ている。

*本稿は科学研究費助成事業(基盤研究(B)「東中欧・ロシアにおける歴史と記憶の政治とその紛争」)の研究成果の一部であり、同科研研究会に多くを負うものである。

(1) IPN. Inwentarz Archiwalny.

http://inwentarz.ipn.gov.pl/#, (accessed 2013-09-30). ただし、一つの請求番号で登録されているものを一点の資料と数えると、ファイルの中に含まれる資料点数は様々であり、また資料の大きさもそれぞれ異なるため、デジタル化された資料が全体に占める割合は不明。

- (2) IPN. Wydział Edukacji Historycznej. http://ipn.gov.pl/bep/wydzialy/wydzial-edukacji-historycznej, (accessed 2013-09-30).
- (3) IPN 総裁室長代理兼報道官 Andrzej Arseniuk 氏への筆者 によるインタビュー (2013年8月29日)。この場を借りて インタビューへのお礼を申し上げる。
- (4) 前歴調査裁判の判決は以下に掲載。

IPN. Biuro Lustracyjne.

http://ipn.gov.pl/biuro-lustracyjne、(accessed 2013-09-30). (5) 例えば、旧東独の秘密警察文書を保管する「旧ドイツ民主共和国国家公安局文書に関する連邦委託庁」には直接訴追する権限はない。また、リトアニアの「リトアニア住民のジェノサイドと抵抗に関する研究センター」は第二次世界大戦期やソ連時代に関する学術調査や社会教育を行うが、訴追については裁判所や検察の求めに応じて資料を準備・提出するのみであり、公安機関が残した文書も別の特別公文書館が保管する。社会主義時代の公安文書を扱う各国の類似

機関については以下。

Leśkiewicz, Rafał et al. eds. Handbook of the European Network of Official Authorities in Charge of the Secret: Police Files. Institute for the Study of Totalitarian Regimes in cooperation with The Institute of National Remembrance, Commission for the Prosecution of Crimes against the Polish Nation, 2013, 243 p.

(6) Koczwańska-Kalita, Dorota (ed.). Kronika: 10 lat IPN.

Warszawa. IPN. 2010, p. 164-165.

(7) 前歴調査にまつわる諸問題については以下が詳しい(下記の文献では「前歴調査」は「浄化」と訳されている)。 小森田秋夫、ポーランドにおける「過去の清算」の一断面: 2007年の憲法法廷「浄化」判決をめぐって、早稲田法学、 2012, 87(2), p. 127-208.

- (8) 例えば、「連帯」指導者で元大統領の L. ワレサ (ヴァウェ ンサ)の場合、本人は公安による「被害者」であると主張し、 裁判でもそう認められたものの、IPN所属の歴史家は公安 への協力を指摘する本を刊行した。本稿で詳しく論じるこ とはできないが、制度的な前歴調査の対象でないカトリック教会の聖職者についても、前歴とその公表の妥当性がしばしば議論を呼んできた。これらの議論の背景には、社会 主義時代に何らかの活動を行う場合やパスポート取得の際など、公安組織との接触が生じる機会は少なくなかったこ とから、公安組織との関係を明確に白か黒かで区分できる
- とから、公安組織との関係を明確に日か黒がで区分でさるものではないとの考えがある。
 (9) イェドヴァブネ事件について IPN はグロスが示した犠牲者数を大幅に下方修正したうえで概ね彼を支持したが、第二次世界大戦後のキェルツェにおけるポグロムについてはグロスと異なる見解を表した研究が IPN から刊行され、その後の他の議論には同盟していない。 後の彼の議論には同調していない。

Koczwańska-Kalita, op.cit. p. 18-19. 解良澄雄. ホロコーストと「普通の」ポーランド人: 1941 年7月イェドヴァブネ・ユダヤ人虐殺事件をめぐる現代ポー ランドの論争 . 現代史研究 . 2011, (57), p. 69-85.

(10) この問題については以下の文献が詳しい 吉岡潤. ポーランド共産政権支配確立過程におけるウクライナ人問題. スラヴ研究. 2001. (48), p. 67-93.

(11) 今夏ワルシャワの王宮中庭で行われた「追放者」Wygnańcy の展示では、第二次世界大戦とその後に起きた非自発的な 移住の中で、終戦時のドイツ人の追放やウクライナ人等の ソ連への追放・強制移住にも言及されている点は注目に値 するが、展示の中心はポーランド人が受けた苦難であった ときに略奪や暴行・強姦を伴った戦後のドイツ人追放をめ

ぐる議論については以下。 川喜田敦子、20世紀ヨーロッパ史の中の東欧の住民移動: ドイツ人「追放」の記憶とドイツ=ポーランド関係をめぐっ

て. 歴史評論. 2005, (665), p. 54-64. 解良澄雄. 第二次大戦後のドイツ人「追放」問題: ポーラン ドにおけるその現在. 現代史研究. 2000, (46), p. 53-62. 解良澄雄. 特集, ベルリンの壁崩壊から20年を経て: ドイ ツ人「追放」問題とポーランド: 歴史の見直しの行方. 歴史 評論. 2009, (716), p. 43-56.

[受理:2013-11-15]

Kaji Sayaka.

Poland and its Past: The Activities of the Institute of National Remembrance (IPN).

CA1806

北朝鮮の図書館事情

阿部健太郎*

北朝鮮(1)の図書館事情は、とくにその実態について はほとんど知られていない。日本における北朝鮮の図 書館に関する記事は、管見では高哲義の記事が最も詳 細である(2)。日本で初めて北朝鮮の図書館事情を紹介 したこの記事は実見に基づいた具体的な内容が今なお 貴重なものであるが、1987年の記事であり今となっ ては多少古い。一方韓国では、梁一雲が初めて体系的 に北朝鮮の図書館を研究し、近年ではソン・スンソプ (舎合付) が著書をまとめており、いくらか研究成果 が蓄積されている⁽³⁾。そこで本稿では、これらの先行 研究と、百科事典や『労働新聞』など北朝鮮で出版さ れた出版物、および朝鮮中央通信など北朝鮮側の報 道を主な資料として北朝鮮の図書館の概要を紹介し

なお、北朝鮮側の資料からうかがえる北朝鮮の図書 館事情は抽象的かつ断片的で、その全体像や、制度の 具体的な内容とその変遷、実態など詳細を把握しづら くなっている。そのような制約から、北朝鮮の図書館 事情を十分に把握できたかどうか、また本稿の限られ た紙幅で北朝鮮の図書館の概要を必要十分に説明でき たかどうか、はなはだ不安ではあるが、参考になれば 幸いである。

1. 北朝鮮の図書館

北朝鮮の図書館は、朝鮮労働党科学教育部の政策と 指揮の下に、内閣⁽⁴⁾に属する教育委員会図書館指導局⁽⁵⁾ の指導を受ける。図書館指導局は傘下に図書館運営方 法研究所を有する(6)。また、図書館団体として朝鮮図 書館協会がある⁽⁷⁾。納本制度のような、出版物の網羅 的収集と永久保存は、国家書籍館が管轄している(8)。

北朝鮮の図書館体系は、表のとおりである(9)。各図 書館は、類型別では、大衆向けの「群衆図書館」もし くは学術的な「科学図書館」に分類され、所属別では、 国家、機関、企業所、社会協同団体の各図書館体系に 分類される。道図書館が科学図書館、市以下の行政区 画の図書館が群衆図書館とされている点が興味深い。

北朝鮮で国立図書館の役割を実質的に果たしている のが人民大学習堂である。図書と学習室、講師を備え た教育・学習施設であり、「全民学習の大殿堂」(10)と される。設立は1982年4月1日。延床面積10万平方 メートルの朝鮮式建築物である。数十の講義室、閲覧

^{*}関西館アジア情報課